

行政減量・効率化有識者会議 説明資料
(独立行政法人 高齡・障害者雇用支援機構)

平成21年3月16日

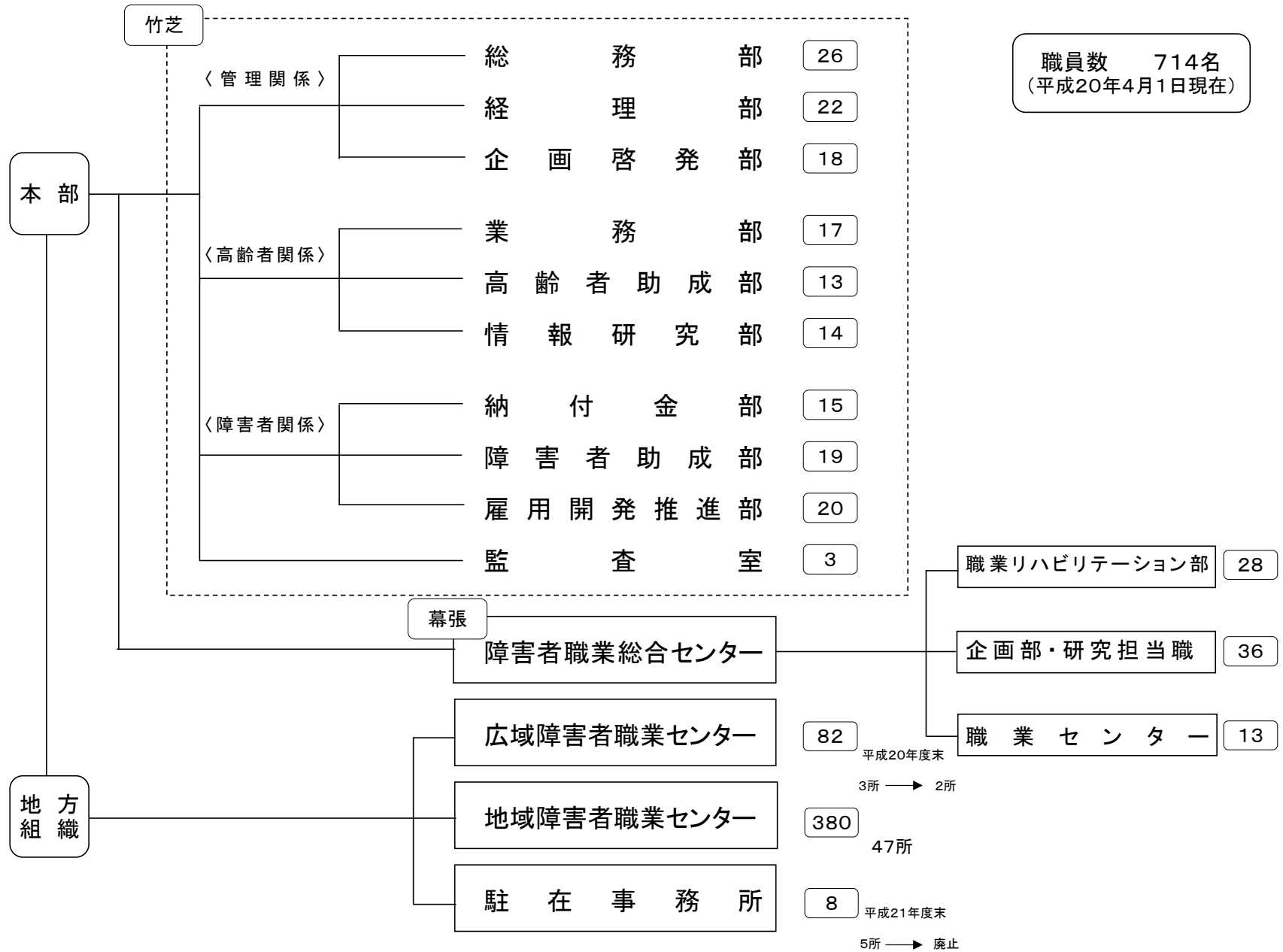


厚生労働省

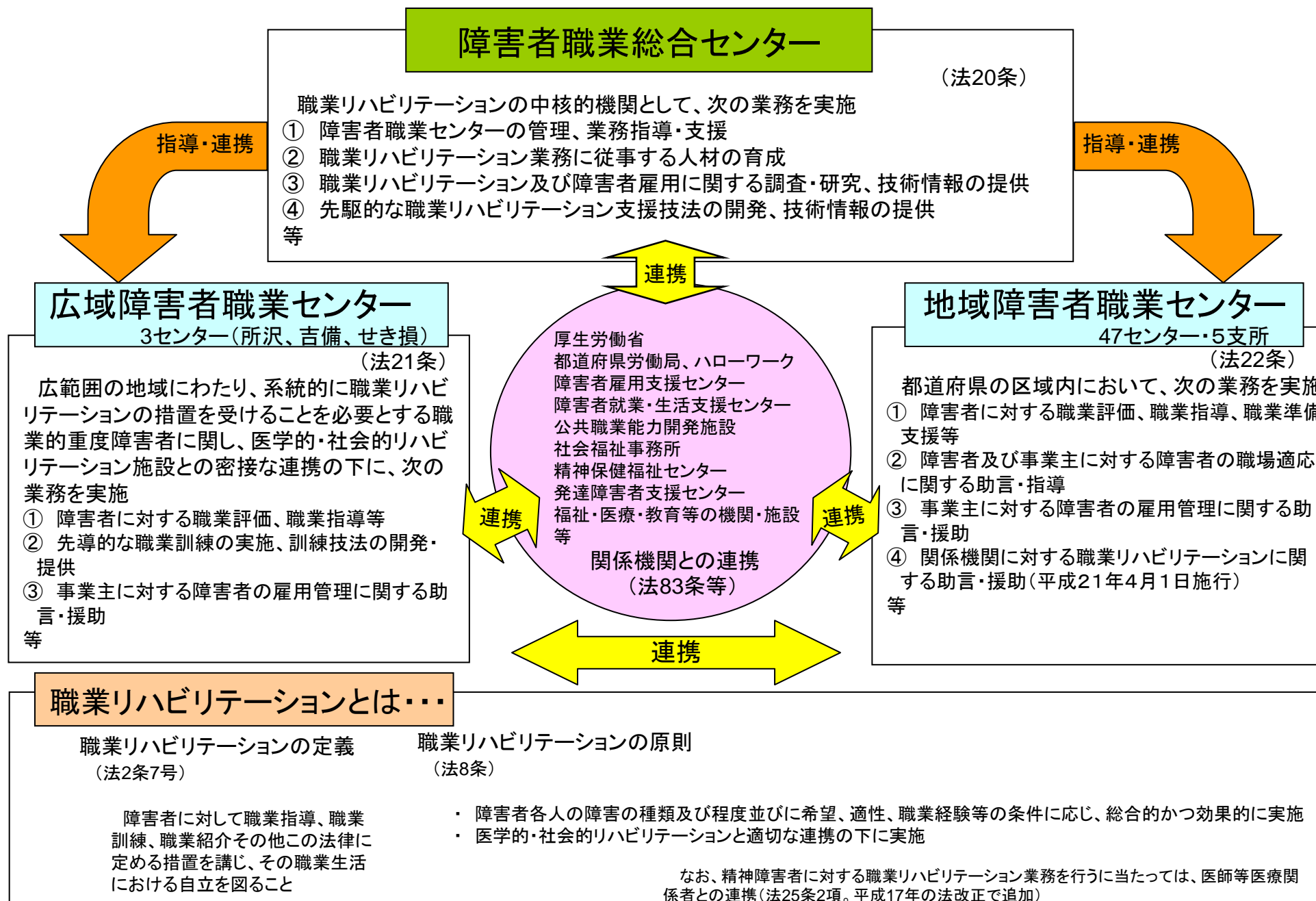
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の概要

- 1 発 足 平成15年10月1日に日本障害者雇用促進協会より独法化
（(財)高齢者雇用開発協会の業務の一部を移管）
- 2 規 模 役員 8名（うち非常勤1名） 職員 714名（平成20年4月1日現在）
- 3 所 在 地 東京都港区（主たる事務所）
- 4 組 織 本部、広域障害者職業センター（3か所）
地域障害者職業センター（47か所）、駐在事務所（5か所）
- 5 業務概要
 - （1）高齢者の雇用支援に関する業務
 - ① 高齢者雇用に関する給付金の支給業務
 - ② 高齢者雇用に関する事業主等に対する相談その他の援助業務
 - ③ 高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務
 - （2）障害者の雇用支援に関する業務
 - ① 障害者職業センターの設置運営業務
 - ② 障害者職業能力開発校の運営業務
 - ③ 納付金関係業務等

(独)高齡・障害者雇用支援機構 組織図



障害者職業センターにおける職業リハビリテーション業務

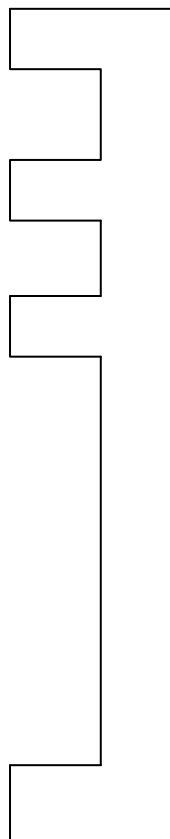


独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務における都道府県協会の役割

○独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に関する地方業務を委託して実施

高齢・障害者雇用支援機構	高齢者事業
	1. 事業主等への給付金の支給業務
	2. 事業主に対する相談、援助
	3. 高年齢者に対する相談、援助
	障害者事業
	1. 障害者職業センターの設置・運営
2. 障害者職業能力開発校の運営	
3. 障害者雇用納付金関係業務	

独立行政法人
高齢・障害者雇用支援機構法
第12条に基づく業務の委託



委託

(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会、(社)岩手県雇用開発協会等、都道府県協会

都道府県ごとに、地元の主要企業等が中心となって設立された公益法人で、長年にわたって、高年齢者や障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る事業を実施。

(注) 都道府県協会への委託事業については、会計検査院の平成18・19年度決算検査報告において、一部不適正な経理があったことが指摘されたが、平成19年度以降、高障機構における監査体制の強化、委託業務の精算手続きの厳格化等の再発防止策が講じられ、その適正化が図られている。

(注) 青色がかかっている業務のうち、地方業務を都道府県協会へ委託

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の予算額の推移

単位:百万円

	平成15年度 ※1	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算額	64,034	95,439	93,904	93,090	78,936	71,219
高齢・障害者雇用支援勘定 ・高齢者雇用に関する給付金の支給業務等 ・障害者職業センターの設置運營業務	48,535	72,483	70,438	66,410	51,459	44,002
うち運営費交付金 ※2	9,420	18,412	18,003	17,620	17,096	16,715
うち補助金等 ※2	39,076	53,883	52,371	48,742	34,329	27,254
うち自己収入	39	189	64	48	33	32
障害者職業能力開発勘定 ・障害者職業能力開発校の運營業務	403	757	741	723	695	747
うち運営費交付金 ※3	398	736	731	716	690	742
うち自己収入	5	21	10	6	5	5
障害者雇用納付金勘定 ・障害者雇用納付金関係業務	15,096	22,198	22,725	25,958	26,783	26,469

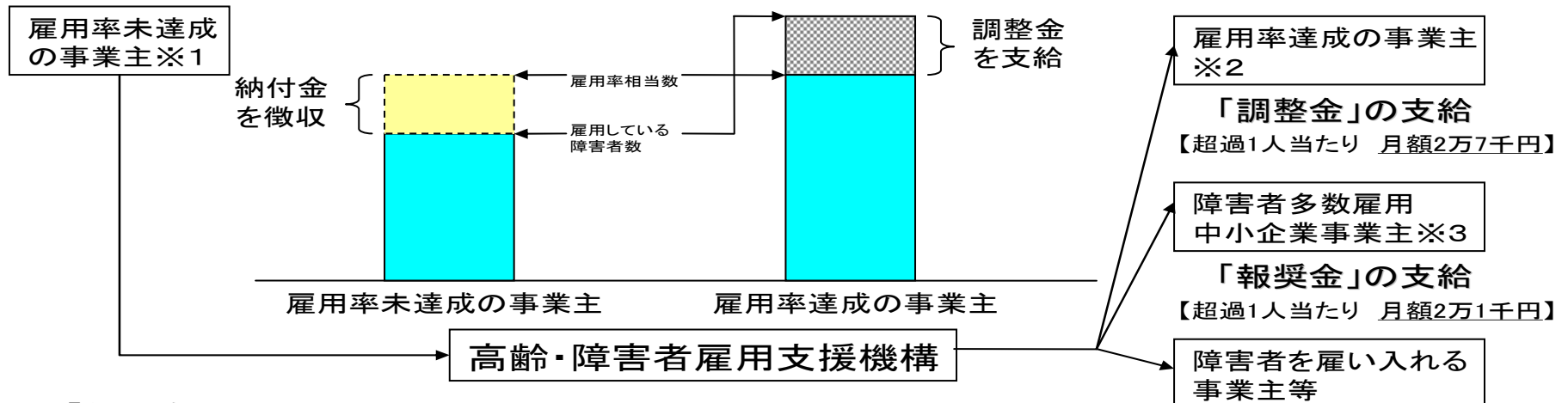
※1 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は平成15年10月1日設立。

※2 労働保険特別会計雇用勘定より支出。

※3 一般会計より支出。

障害者雇用納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることが目的に、雇用率未達成企業(常用労働者301人以上 ※1)から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給している。



「納付金」の徴収

【不足1人当たり 月額5万円】

障害者を雇い入れるために、作業施設の設置・整備を行ったり、重度障害者の雇用管理のために職場介助者を配置したりする事業主等に対して助成金を支給

- ※1 平成22年7月から常用労働者201人以上、平成27年4月からは常用労働者101人以上の企業に対象を拡大
- ※2 常用労働者301人以上
- ※3 常用労働者300人以下で障害者を4%又は6人のいずれか多い数を超えて雇用する事業主

障害者雇用納付金収支状況の推移

(単位:百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度
収入額(①)	22,640	23,031	21,207	19,551
支出額(②)	21,218	22,013	22,590	23,607
収支差額(①-②)	1,422	1,018	▲1,383	▲4,056
各年度末における剰余金累積額	45,435	46,446	45,063	40,999

注:上記数値は決算額である

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の職員数推移

《部門別内訳》

(単位:人)

日本障害者雇用促進協会 職員数:670名	統合	(財)高齢者雇用開発協会 職員数:79名							
			▲13名 削減						
			H15.10	H16.4	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.1
職員数計	→	736	735	702	714	714	714	714	714
うち事務職		302	302	277	274	276	276	276	276
うちカウンセラー		361	361	362	374	373	372	372	372
うち研究職		24	24	24	27	26	27	27	27
うち訓練職		49	48	39	39	39	39	39	39

(単位:人)

		H15.10	H16.4	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.1
本 部	管理 関係							
	総務部	25	26	25	23	23	26	26
	経理部	21	22	22	22	22	22	22
高 齢 者 関 係	企画啓発部	17	17	17	18	17	18	18
	業務部	17	17	15	15	15	17	17
	高齢者助成部	16	16	15	15	15	13	13
障 害 者 関 係	情報研究部	16	16	16	14	14	14	14
	納付金部	15	15	15	14	15	15	15
	障害者助成部	18	17	17	18	18	19	19
	雇用開発推進部	22	23	22	24	27	20	20
	監査室	—	—	—	—	—	3	3
合 計		167	169	164	163	166	167	167

(単位:人)

		H15.10	H16.4	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.1
障 害 者 職 業 セ ン タ ー	総合 職業 センター							
	職業リハビリテーション部	28	26	26	26	28	28	28
	企画部・研究担当職	33	33	33	36	35	36	36
	職業センター	13	13	13	13	13	13	13
合 計		74	72	72	75	76	77	77

(単位:人)

		H15.10	H16.4	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.1
地 方 組 織	広域障害者職業センター(3所)	98	97	87	86	83	82	82
	地域障害者職業センター(47所)	372	372	371	382	381	380	380
	駐在事務所(5所)	25	25	8	8	8	8	8
合 計		495	494	466	476	472	470	470

高齢者雇用対策の必要性と高齢・障害者雇用支援機構の役割

高齢者雇用対策が必要とされる背景

① 少子高齢化による労働力人口の大幅減

2006年(6,657万人)と比較すると

2017年: 440万人減

2030年: 1,073万人減

② 国際的に高い就労意欲

男性の労働力率(2007年) 60歳~64歳:74.4%

(2006年:米58.6%、英56.1%、独42.3%、仏19.4%)

③ 公的年金の支給開始年齢の引上げ

支給開始年齢を65歳まで段階的に引上げ

定額部分: 2013年(平成25年)までに引上げ

報酬比例部分: 2025年(平成37年)までに引上げ

国における取組—今後の政策課題

意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる社会の実現

○ 60歳代の雇用確保

2006年4月から、65歳までの雇用確保措置(定年の引上げ・廃止又は継続雇用制度の導入)を義務化

- ・雇用確保措置の実現、希望者全員を対象とする制度の普及
- ・65歳を超えても働ける企業の促進(「70歳まで働ける企業」の普及)

○ 中高年齢者の再就職の促進

○ 多様な就業・社会参加の促進

《新雇用戦略(2008年4月)》〈主な目標・指標〉

- ・高齢層(60~64歳)の就業率を2010年に56%~57%
- ・希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合を2010年度までに50%
- ・「70歳まで働ける企業」の割合を2010年度までに20%

高齢・障害者雇用支援機構の役割

希望者全員の65歳までの雇用確保、70歳まで働ける企業の普及促進をはじめとする国の政策を実現するため、国が実施する事業主指導や職業紹介と相まって、高齢者を雇用する事業主等に対する給付金の支給、事業主や労働者に対する専門的な相談援助等を実施

① 給付金の支給業務

高齢者雇用に関する事業主等への給付金の迅速かつ適切な支給:給付金支給件数 45,725件(19年度)

② 事業主に対する相談その他の援助業務

高年齢者雇用アドバイザーによる事業主等に対する相談・援助 31,944件(19年度)

③ 高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務

相談援助件数 68,489件、セミナー開催件数(土日夜間、企業への出張セミナー含む) 4,507件(19年度)

障害者雇用対策の必要性と高齢・障害者雇用支援機構の役割

障害者雇用対策が必要とされる背景

① 法定雇用率の達成

- ・障害者の雇用率は改善しているが、法定雇用率（1.8%）の水準は未達成。1.59%（平20）
- ・法定雇用率の達成企業割合は、依然として半数を切る。44.9%（平20）

② 改正障害者雇用促進法の施行（平成21年4月（一部）～）

- ・中小企業における障害者雇用の促進
- ・短時間労働に対応した雇用率制度の見直し

③ 障害者自立支援法の施行（平成18年4月、10月～）

- ・福祉から雇用への移行が課題に

④ 発達障害者支援法の施行（平成17年4月～）

- ・発達障害者の特性に応じた適切な就労機会の確保

国における取組—今後の政策課題

雇用・就業が障害者の自立・社会参加のための重要な柱
障害者が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる社会の実現

○ 雇用率達成指導の強化

○ 障害者に対する職業リハビリテーションの充実

○ 雇用・福祉・教育の一層の連携強化

《重点施策実施5か年計画（2007年12月）》〈主な目標・指標〉

- ・雇用障害者数を2013年に64万人
- ・地域センターの支援対象者数を2008年～2012年で12.5万人
- ・ジョブコーチ支援終了後の定着率を2012年に80%以上
- ・精神障害者総合雇用支援終了後の復職・雇用継続率を2012年に75%以上

高齢・障害者雇用支援機構の役割

企業における障害者雇用の促進、精神障害者や発達障害者の就労支援をはじめとする国の政策を実現するため、国が実施する事業主指導や職業紹介と相まって、先駆的な技法開発や先導的な職業訓練を含む専門的な職業リハビリテーションサービスの提供、障害者雇用納付金の徴収、障害者を雇用する事業主等に対する助成金の支給等の業務を実施

① 障害者職業センターの設置運營業務

- ・地域障害者職業センターにおける職業リハビリテーションの実施：職業評価・職業指導 78,695件（19年度）
- ・地域障害者職業センターにおける地域の関係機関に対する助言・援助
- ・調査研究の実施、技法の開発

② 障害者職業能力開発校の運営

精神障害者等を含む職業的重度障害者に対する先導的な職業訓練の実施：訓練終了者の就職率 90.9%（19年度）

③ 納付金関係業務

納付金の徴収（11,931件）、調整金支給（3,079件）、報奨金支給（1,953件）、助成金支給（24,487件）（19年度）

高齢・障害者雇用支援機構の主な業務と実績

(1) 高齢者雇用支援事業

高齢・障害者雇用支援機構の主な業務と実績

① 給付金の支給業務

- ・ 高齢者雇用に関する事業主等への給付金の迅速かつ適切な支給
定年引上げ等奨励金、高年齢者等共同就業機会確保助成金等を支給（19年度）
給付金支給件数 45,725件

② 事業主に対する相談その他の援助業務

- ・ 高年齢者雇用アドバイザーによる事業主等に対する相談・援助
- ・ 高齢者雇用に関する調査研究
- ・ 高齢者雇用に関する各種講習、啓発広報活動の実施
「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト（19年度～）

③ 高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務

- ・ 高齢期雇用就業支援コーナーにおける助言又は指導
相談援助件数 68,489件、セミナー開催件数（土日夜間、企業への出張セミナー含む） 4,507件

《中期計画における主な目標及び実績》 ※ 実績は平成19年度

- 給付金の迅速な支給（計画最終年度までに平均処理期間を10%短縮） ⇒ **46.4%短縮**
- 高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助（年間延べ30,000件以上） ⇒ **31,944件**
- 高齢期雇用就業支援コーナーにおけるセミナー開催（有用の旨の評価80%以上）
⇒ **参加者の95.5%が評価**

(2) 障害者雇用支援事業

高齢・障害者雇用支援機構の主な業務と実績①

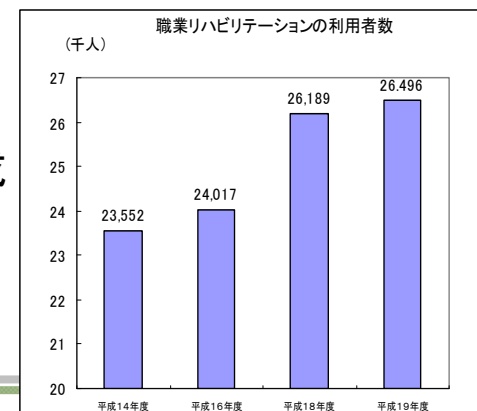
① 障害者職業センターの設置運營業務

○ 地域障害者職業センターにおける職業リハビリテーションの実施

- ・ 職業評価・職業指導 実施件数 78,695件
- ・ 職業準備支援(基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力の向上等)
実施件数 69,274件
- ・ ジョブコーチを活用した障害者、事業主及び障害者の家族に対する職場適応の支援
支援対象者数 3,019名
- ・ 精神障害者総合雇用支援の実施(職場復帰支援等)
支援対象者数 1,263名
- ・ 職業リハビリテーションの専門的知識、技術を有する人材の育成

○ 調査研究の実施、技法の開発

- ・ 職業リハビリテーションに関する調査研究、新たな技法の開発



《中期計画における主な目標と実績》 ※ 実績は平成19年度

- 職業リハビリテーションの実施(計画期間中に延べ10万人) ⇒ **117,019人<進捗率117.1%>**
- 職業準備支援等受講者の次の段階(職業紹介、職場実習等)への移行率70% ⇒ **79.5%**
- ジョブコーチ支援対象者の定着率75%以上 ⇒ **83.9%**
- 精神障害者の体系的支援プログラムによる復職率等50%以上 ⇒ **79.4%**

高齢・障害者雇用支援機構の主な業務と実績②

② 障害者職業能力開発校の運営

- 精神障害者等を含む職業的重度障害者に対する先導的な職業訓練の実施

③ 納付金関係業務

- 納付金の徴収並びに調整金、報奨金及び助成金の支給

- ・ 納付金の確実な徴収

納付金徴収 11,931件、19,081百万円

調整金支給 3,079件、5,541百万円 報奨金支給 1,953件、4,682百万円

- ・ 障害者雇用に関する事業主等への助成金の迅速かつ適切な支給

障害者作業施設設置等助成金など8つの助成金を支給（19年度）

助成金支給件数 24,487件

④ 相談援助、啓発事業等の実施

- 事業主等に対する相談・援助
- 障害者雇用に関する各種講習等の実施
- アビリンピック、障害者ワークフェアの開催

《中期計画における主な目標と実績》 ※ 実績は平成19年度

- 障害者職業能力開発校の就職率60%以上 ⇒ 就職率90.9%
- 納付金の収納率を毎年99%以上 ⇒ 毎年達成<収納率99.78%>
- 助成金支給業務の平均処理期間を10%短縮 ⇒ 19.4%短縮
- 雇用管理等講習を毎年平均22,000人以上を対象に実施、満足度80%以上
⇒ 毎年達成<23,706人、満足度93.3%>
- 「障害者ワークフェア」の来場者の満足度80%以上 ⇒ 毎年達成<満足度95.4%>

整理合理化計画に対する措置状況①

－ 事務及び事業の見直し －

整理合理化計画の内容【高年齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務】

- ・ 65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談援助業務は、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な業務手法に転換を図る。
- ・ 再就職支援コンサルタント業務を廃止する。

措置状況

- ・ 平成20年度計画において、65歳までの高年齢者雇用確保措置の未実施企業、とりわけ小規模な企業に対する確保措置の実施・定着を図るための相談・援助に重点を置く旨を盛り込むとともに、都道府県協会に対しその実施について指導している。
また、平成20年度から、公共職業安定所が行う小規模企業に対する集団指導と連携して、高年齢者雇用アドバイザーが相談・援助等を行うこととし、より効果的かつ効率的な小規模企業に対する取組を実施している。
- ・ 再就職支援コンサルタント業務については、平成19年度末をもって廃止した。

整理合理化計画に対する措置状況①

－ 事務及び事業の見直し －

整理合理化計画の内容【高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務（高齢期雇用就業支援コーナー）】

- ・ 利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行い、存続するコーナーの一部に民間競争入札を導入する。また、次期中期目標期間（注：平成20年度～24年度）中に、民間競争入札の範囲の拡大等を検討し、業務実績等を踏まえ、廃止を含めた業務の在り方を検討する。

措置状況

- ・ 平成19年度末に、従来の47箇所を、利用ニーズが高く効果が見込まれる14箇所に重点化する等業務の見直し及び箇所数の削減を行った。
- ・ 民間競争入札の導入については、平成20年5月に、「官民競争入札等監理委員会と連携し、平成21年9月までに入札公告を実施し、平成22年1月から落札者による事業を実施すること、契約期間を平成22年1月から平成25年3月までの3年3か月間とすること」等を内容とする民間競争入札実施計画案を策定し、平成20年12月に、同内容が反映された「公共サービス改革基本方針」の一部変更が閣議決定された。現在、同基本方針に基づき、民間競争入札の実施に向け準備を進めているところである。
民間競争入札の対象箇所の拡大について、今後行う民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。

整理合理化計画に対する措置状況①

－ 事務及び事業の見直し －

整理合理化計画の内容【障害者に対する職業リハビリテーション業務】

- 福祉から雇用への政策展開を踏まえた機構の役割の明確化や関係機関との連携強化を図り、利用者の機会の均等・公平の観点から、就労支援ニーズを的確に把握し、適正なサービス供給目標、成果目標等を定める。

措置状況

第2期中期目標を踏まえて策定した第2期中期計画において、他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスを重点的に実施することとし、種々のサービス供給目標を定め、業務を推進している。

- 障害者職業総合センター
：全国における職業リハビリテーションの中核的機関として、専門的人材の育成を実施するとともに、福祉から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大を図る観点から、新たな支援技法の開発・普及等を実施
- 広域障害者職業センター・障害者職業能力開発校
：関係機関と連携し、全国の広範な地域から職業的重度障害者を受け入れるとともに、先導的な職業訓練を実施し、開発した指導技法等の成果について他の障害者職業能力開発校等に対して普及
- 地域障害者職業センター
：各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として、関係機関とのネットワークを構築、連携
：精神障害者、発達障害者等の機関では支援が困難な障害者に対する専門的支援に重点化
：うつ病等の精神障害による休職者の復職支援の拡充、地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等を新たに実施（平成21年4月から）

	第1期中期目標	第1期実績
・ 職業リハビリテーションサービス対象者数：	100,000人以上	117,019人（15～19年度）
・ 職業リハビリテーションサービス移行率： （職業準備訓練等対象者）	70%以上	79.5%（19年度）
・ 職業リハビリテーションサービス就職率： （職業準備訓練等対象者）	40%以上	55.2%（19年度）
・ 精神障害者の支援対象者数：	1,800人以上	2,618人（17～19年度）
・ 精神障害者の復職・継続率：	50%以上	79.4%（19年度）

整理合理化計画に対する措置状況①

－ 事務及び事業の見直し －

整理合理化計画の内容【障害者職業センターの設置運営業務、障害者職業能力開発校の運営業務】

- ・ 障害者職業総合センターは、新たな職業リハビリテーション技術の開発、その成果の普及及び活用状況の把握、共有化等の更なる活用を図る。
- ・ 広域障害者職業センター・障害者職業能力開発校は、本来の設置目的に沿った機能の発揮のための運営の改善を図る。

措置状況

- ・ 職業リハビリテーションに係る技法の開発については、平成20年度は、①発達障害者の就労支援に関し、個々人の多様な職業的課題に対応したアセスメント技法や事業主支援技法の開発、②在職精神障害者の職場復帰に関し、障害特性に対応した効果的な支援技法の開発等を行い、マニュアル等を取りまとめたところである。
- ・ 研究、開発成果の普及・活用については、マニュアル、教材、ツール等の作成、職業リハビリテーション研究発表会の開催、学会等での発表、各種研修、講演会等における講義、ホームページ（年間アクセス約260万件）等による情報発信等を行っている。
- ・ 広域障害者職業センターについては、全国の広範な地域からの受入れが促進されるよう、職業安定機関、地域センター等の関係機関との積極的な連携により対象者の把握・支援等を行っている。
- ・ 障害者職業能力開発校においては、職業的重度障害者、とりわけ精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受入れ（平成20年度）、先導的な職業訓練を実施するとともに、その成果をもととした指導技法等の普及については、マニュアル等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等への提供、職業訓練指導員に対する研修の実施等を行っている。

整理合理化計画に対する措置状況①

－ 事務及び事業の見直し －

整理合理化計画の内容【障害者職業センターの設置運営業務――地域障害者職業センター】

- ・ 地域障害者職業センターは、関係機関とのネットワーク構築、人材育成、助言等に取り組むとともに、発達障害者等への専門的支援を始め、地域における支援機関の整備状況等を踏まえ、他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスの提供に重点化する。また、OA講習を廃止し、管理事務は事務処理を集約化する。

措置状況

- ・ 地域障害者職業センターについては、地域における職業リハビリテーションのネットワークを構築するとともに、関係機関に対し人材育成を含む助言・援助等を行うため、平成20年12月に成立した障害者雇用促進法の改正を踏まえ、平成21年度から、地域の関係機関に対する助言・援助等を業務に追加して行うこととしている。
また、平成19年度から開始した発達障害者に対する専門的支援の試行を、平成20年度は試行実施センターを拡大して実施した。さらに、平成21年度から、うつ病等の精神障害による休職者の大幅な増加や復職支援の困難な事案の割合の高まりに対応するため、従来実施していた精神障害者の復職支援を拡充、強化し実施等することとした。実施については、ニート等の自立支援機関や教育機関、メンタルヘルス分野の医療機関との連携をそれぞれ強化している。
- ・ OA講習については、民間機関において、必要かつ十分な訓練機会が確保され、その廃止が障害者の技能習得に支障をきたさないこと等を確認しており、平成20年度末に廃止する予定である。
- ・ 管理事務の集約化については、平成20年4月、青森、秋田、岩手の3センターの管理事務を岩手障害者職業センターに集約化したところであり、また、21年4月に宮城・山形・福島、岐阜・静岡・愛知・三重及び徳島・香川・愛媛・高知の管理事務をそれぞれ宮城、愛知及び香川に集約化することとしており、第2期中期計画期間中におおむね4分の1程度のセンターに事務処理を集約化することとしている。

整理合理化計画に対する措置状況②

－ 組織の見直し －

整理合理化計画の内容【支部・事業所等の見直し、組織体制の整備】

- ・ 駐在事務所（5か所）は廃止し、必要な業務は本部が実施する。
- ・ 第2期中期目標期間中に、東京本部を幕張本部に集約化することを検討し、結論を得る。
- ・ せき髄損傷者職業センターを廃止する。
- ・ 高年齢者雇用に関する給付金支給業務の実施体制を縮小する。

措置状況

- ・ 駐在事務所（5か所）については、平成21年度末までに廃止すべく、廃止後の本部組織における業務実施体制や事務処理の方法について検討を行う等、廃止に向けた作業を行っている。
- ・ 本部の集約化については、検討の方法、進め方等について、他機関における事例等に係る情報収集を進めてきたところであるが、平成20年12月24日付け閣議決定「雇用・能力開発機構の廃止について」を受け、雇用・能力開発機構からの業務移管後の組織のあり方を踏まえ、検討していくこととしている。
- ・ せき髄損傷者職業センターについては、総合せき髄センターと協議・連携の下に検討を進め、業務の一部を福岡障害者職業センターに引き継いだ上で、平成20年度末をもって廃止する予定である。
- ・ 平成20年1月に給付金支給業務担当職員の削減を実施した。継続雇用定着促進助成金の支給件数の減少や定年引き上げ等奨励金の拡充等を踏まえ、事業規模に合わせて業務実施体制を縮小していくこととしている。

整理合理化計画に対する措置状況③

－ 運営の効率化及び自律化 －

整理合理化計画の内容【随意契約の見直し】

- ・ 各都道府県の雇用開発協会等及び（社）全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務に係る随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。

措置状況

- ・ （社）全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務については、平成20年度業務委託契約から競争性のある契約形態（企画競争）に移行した。
- ・ 各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、移行スケジュール、契約の形態、対象範囲、契約期間等について検討を進めてきており、平成22年4月から競争性のある契約形態（企画競争）に移行すべく、本年夏には、当該企画競争に係る公告を行う予定である。